

療養状況・日常生活状況等報告書（退職後の申請時に毎回添付）

この報告書は傷病手当金の支給可否の判断のため、健康保険法第59条に基づき提出をお願いしております。

記入もれ・虚偽申告の場合、健康保険法第120条・121条により傷病手当金が支給できない場合がありますので提出前に必ず記入内容をご確認ください。

※記入された内容について、追加の資料をお願いすることがあります。

傷病手当金の請求にあたり、上記について次の通り報告いたします。また、審査にあたり、トランスコスモス健康保険組合が必要と判断した場合は医療機関・ハローワーク等に照会することを承諾します。				
申請者氏名		記入日	令和	年 月 日
今回の傷病手当金請求期間	令和	年 月 日	～	令和 年 月 日

1.今回の申請期間における病気・けがの療養状況	
現在の受診回数	☐入院中 ☐ほぼ毎日受診 ☐1週間に()回受診 ☐月に()回受診 ☐受診していない ※以下受診していない理由を記入 【理由】
今回の請求期間における通院日 (受診された日に○)	【 月】 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15 16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31 【 月】 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15 16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31 【 また は 入 院 期 間 】 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
受診状況	☐診療のみ ☐服薬のみ ☐診療・服薬を受けている ※今回の申請期間に当健保の任意継続に加入されている場合、添付不要 添付 今回の申請期間に受診した「医療機関・調剤薬局の領収書」及び「明細書」のコピー (「調剤薬局の明細書」についてはお薬手帳のコピーでも可)
服薬について	☐指示通り服用 ☐時々飲まないことがある ☐飲まないことが多い ☐飲んでいない ☐その他()
受診日の決め方	☐自身で判断し受診 ☐医師の指示日に受診 ☐薬がなくなったら受診
医師から指示されている療養期間について	☐令和 年 月頃まで ☐その他()
医師から受けている療養上の指示・注意事項を記入	
現在の自覚症状について (詳しくご記入ください)	
症状の経過	☐良くなっている ☐少し良くなっている ☐変わらない ☐少し悪くなってる ☐悪くなってる ☐その他 ()

【裏面に続きます】

2.日常生活について

毎日の過ごし方について
(複数回答可)

☐仕事・アルバイトをしている
(令和 年 月 日から)

☐普段の日常生活ができた

☐近所への散歩・外出、身の回りのことはできた

☐通院以外1日中家の中にいた

☐1日中横になっていた

☐身の回りの事はできたが1日()時間位横になっていた

☐その他 ()

3.就労について

医師から聞いている療養見込と就労について

☐引き続き就労は難しい

☐症状は改善しているが、しばらく就労できない
(令和 年 月頃から就労可能見込)

☐現時点で就労可能

☐軽作業なら就労可能

☐短時間なら就労可能

☐就労に問題はない

☐その他()

いつ頃から労務に従事できそうですか?

☐令和 年 月 頃から就労(予定)

☐就労できる状態ではなく未定

☐その他()

4.退職後に加入している健康保険について

☐トランスコスモス健康保険組合の任意継続に加入(以下、名称・保険者番号等記入不要、添付不要)

☐その他の健康保険に加入

☐被保険者(本人)として加入

☐被扶養者(家族)として加入

名称

保険者番号

記号

番号

添付(初回・変更時のみ)

保険証情報のコピー(健康保険証、マイナポータル、資格情報のお知らせ、資格確認証のいずれか)

5.年金の受給について

☐現在受給はしていない

☐年金を請求する予定

いつ頃:令和 年 月頃

☐現在受給中

☐老齢基礎厚生年金

☐障害厚生年金

☐その他 ()

6.雇用保険(失業保険)の受給について

【手続き状況】

☐給付の申請は行っていない・申請予定はない

☐療養の為延長申請をした

記入

申請日:令和 年 月 日

☐申請手続き中

※雇用保険(失業給付)受給の場合、傷病手当金は支給されません。

☐給付を受けている・受けた

【健康保険組合への書類提出状況】

☐今まで傷病手当金の請求をする際に、離職票1.2(延長手続きした場合延長通知書)の原本を提出したことがある

☐今まで傷病手当金の請求をする際に、離職票1.2(延長手続きした場合延長通知書)の原本を提出したことがない

⇒ 離職票1.2(延長手続きした場合延長通知書)の原本を提出してください

トランスコスモス健康保険組合

【健康保険法】

第59条(文書の提出等)保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者(当該保険給付が被扶養者に係るものである場合は、当該被扶養者を含む。第121条において同じ。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

第120条 保険者は、偽りその他不正行為により保険給付を受け、または受けようとした者に対して、6月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他不正の行為があった日から一年を経過したときはこの限りでない。

第121条 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第59条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。